経情協　47－13

オンライン化相談室質疑応答集

昭和48年3月

財団法人　日本経営情報開発協会
遠隔情報処理利用促進委員会

はしがき

46年5月の公衆電気通信法の一部改正の成立により，わが国における遠隔情報処理利用は，新しい局面を迎えた。

他方，ユーザーの側からは，新制度の解釈，具体的な運用および技術的な適用面等につきいろいろな疑義が提起されている。

そこで，当協会は，遠隔情報処理利用促進委員会に特別委員会を設け，47年度中に20回にわたり会合をもち，ユーザー側の疑義につき討議・検討を行った。

本報告は，46年度質疑応答等を改訂し，新規な問題を収録し，その結果を問題別に分類の上，とりまとめたものであり，遠隔情報処理利用の進展に役立つことを期待するものである。

昭和48年3月

財団法人　日本経営情報開発協会
遠隔情報処理利用促進委員会
委員長　稲　葉　秀　三

目　　次

I　共同使用に関する質問

質問内容	回答
1.　従来の共同専用に関する制限はどの程度緩和されたか	○コンピューターでデータを加工処理して転送するソフトウエアーを共有する必要があるものは認める。ただし，メッセージだけの交換を目的とする場合は認められない。
2.　銀行の受託計算サービスは計算センターの分類に入るか，企業グループの分類に入るか	○通常計算センター的な「他人使用」として取り扱う。また，両端末間のデータ送受の場合企業グループと考えてもよい。（相当な関係がある場合）。 ○銀行法の制約がある。アメリカで訴訟になり，一応差支えないという判決があったまま控訴中である。
3.　共同使用と他人使用の言葉が法律の条文の上ではっきりしない。	○特定通信回線の共同使用，他人使用は次のとおりである。 （共同使用） DTE ― 特定通信回線 ― CPU AB　　AB　　AB （他人使用）　甲がAの特定通信回線を使用する場合 (甲) DTE ― 特定通信回線 ― CPU A　　A　　A なお，公衆通信回線の共同使用，他人使用は検討中

質　問　内　容	回　　答
4. 東京にあるＣＰＵセンター（地銀）があり，地方に支店，之を特定通信回線で結ぶと料金が高いので，他の金融機関と合同で使用することが許されるか。公衆通信回線を使えばよいがスピードが遅い。	○銀行同志で業務上の提携があればよい。公衆通信回線は，１，２００ビット／秒程度なら大体問題ないが2，４００ビット／秒以上はよく区間を調べて利用する必要がある （理由）　公社は公衆通信回線で2，４００ビット／秒以上のＭＯＤを直営で提供する考えは今のところない。１，２００ビット／秒以下で特性上問題がなければ提供する。 特性は，１，２００ビット／秒で８０％以上がビット誤り率10 10^{-5}以下で問題はない。 ○将来公社は綜合通信網を考えている。 ①アナログ通信…電話 ②ディジタル　〃　…4KHz～1MHz ③ビデオ系映像通信 之を相互乗入れする。需要見通しとタイミングを考え順次実施したい。
5. Ａ銀行が系列にＢセンターを持っている。Ａ銀行がＢセンターの１室を借用しＡ銀行のコンピューターを置き，Ａ銀行の職員により専用回線による当座預金，普通預金のオンライン処理を行っている。電々公社との専用回線契約はＡ銀行名で行って　ＢセンターがＡ銀行のオンライン業務を処理することは出来	○設問後段の意味がよく分らないが，設問前段についてはこのような形態は可能である。

質問内容	回答
るか	
6. 特定通信回線の共同使用で認める省令の基準では企業グループが救済されない。例えば電鉄会社とデパートとは全く関係のない業種であるが，企業グループの考えで一体とされているのに今回は基準に入っていない。	○省令を作った考え方は現在既に実績のあるもの，ソフトウエアーで完成しているものなどを挙げておき，之から具体的に生ずるケースは個別審査で認可されれば基準に加えるという意向である。 ○回線網サービスあるいは企業グループという考え方は未だ公衆回線開放という問題が考えられない以前の専用線だけのネットワークとして考えられていたが，公衆回線の開放が実現すると大部分は解決するのではないか，そういう解釈から，後退したのである。
7. 今回の郵政省令に「他人使用」とはどこに書いてあるか。	○公衆法上，他人使用は，電々公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合（計算業務等を他人の需要に応じて行なう場合等，その態様が「行ってこい」の場合に認められる）と郵政省令で定める場合に限り認められている。 その郵政省令は，公衆法施行規則第4条の12に規定されている。
8. A社がB社にオペレーションを完全に委せているとき共同使用になるか。	○単独使用である。その場合はメッセージ交換は自由である。 ○「基準認可」とは，電々公社が自分で

質　問　内　容	回　　答
	決定して回線を貸してよいものであり，「個別認可」とは，自分だけで決められずに郵政省に尋ねるもので，ユーザーとは関係がない。個別認可になったら認められないという考えを持っている人が多いようだが，そうではないので，ユーザー側は申請を出して欲しい。
9. 昭和46年9月17日付の官報で特定通信回線利用規程が改訂され発表されている。第4条と第10条の改訂であるが，これについて説明して欲しい。	○第4条は共同利用契約について，先の「基準」で定められた内容がそのまま挿入されている。第10条は，接続機の認定に関するもので，型式認定を受ければ中身の品質については全くタッチしないということである。これについてユーザー側から「不安がある」という意見が強いが，品質にまでタッチすると，従来通り，認定期間が長いとか，手続きが煩雑だという批判が生ずるので割り切った。 ○品質についてはメーカーとユーザーの間の問題であって公社に責任はないと思う。 ○メーカーにもいろいろあって，機器を送り込んだまま姿を消すようなことがあると，後で迷惑を受けるのは，公社とそれを利用する不特定多数の人々である。数年経過した後に問題が起こることになる。 ○今度は共同利用の範囲内の問題である

質　問　内　容	回　　答
	から，迷惑するのも共同利用者に限られる。
10. 私設回線と特定回線の共同使用はどうか。	○私設回線は，有線電気通信法の規制を受けているが，有線法は改正されていないので，公衆法とそぐわない点があり，個別審査になると思う。
11. 1回線の共同利用で，マルチポイントがある場合（次図），B，Cの間でメッセージ交換が技術的に可能であるが，これをどう考えるか。 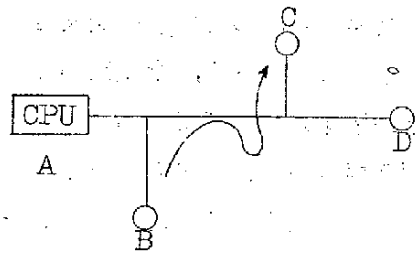 	○今後検討する。
12. N相互銀行とNコンピュータセンターとの間を結んで銀行業務が行なわれるようだが，このケースは共同使用か，他人使用か。	○この件については具体的に聞いていない。銀行法にも関連があるのではないか。具体化されれば考える。

Ⅱ－1～4
Ⅱメメッセージ交換に関する質問

質　問　内　容	回　　答
1.　ある会員がデータをデータバンクに入れて，他の会員が同じデータを検索して取出したときメッセージ交換となるか。	○共同センターとその会員が業務上の関係を有している場合は，共同使用となる。また，考え方によっては他人使用としてもよい。メッセージ交換と情報処理との差は次のように考えられる。 1 ＋ 2 → 1 ＋ 2 1 ＋ 2 → Ⅰ ＋ Ⅱ　} メッセージ交換 1 ＋ 2 → 3　　情報処理 インプット　アウトプット
2.　地銀協，全銀協の為替交換はメッセージ交換か，情報処理か	○極めて微妙な所だ。為替交換そのものは原文がそのまま送られるのだからメッセージ交換だが，あとで何通交換されたか，金額はいくらか，全額はいくらかなどの情報処理がでてくる。 ○銀行の預金振替業務は中央のファイルから引き出すのだから情報処理である。
3.　テレックスを使った発注在庫管理，例えばメーカー卸商の間のネットワークを作るのにどの範囲まで使えるか。	○コンピュータ側は，公衆通信回線使用契約，端末側は既存の加入電信加入契約又は公衆通信回線使用契約によってネットワークを作れる。
4.　メッセージ交換と情報処理の違いだが次の例は？	○メッセージ交換だと思う。 特定通信回線の場合なら，郵政大臣の判断によるが，相互に関係があれば認められる。

質　問　内　容	回　　答
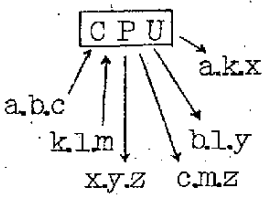 インプット a.b.c k.l.m x.y.z アウトプット a.k.x b.l.y c.m.z	
5.　従来「データ通信回線サービス」「データ通信回線網サービス」という案があったときには“企業グループ”という考え方で，その間ではメッセージ交換も自由という思想であったが，それが今度は消えているように思うが。	○Ⅰの6に同じ
6.　後出Ⅻ－1の実例において両社の間にメッセージ交換はないか。	○「鉄道」「ツーリスト」の間にはメッセージ交換はない。「ツーリスト」の内部ではある。
7.　市内分岐は出来るか。	○出来る。ただし分岐の代金として，各規格の最低料金の半分を付加料金としてもらうことになる。（例えば音声回線の場合は最低料金2,000円の半分で1,000円） 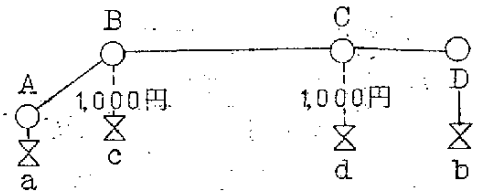

質　問　内　容	回　　答
	例えばａとｂがＡ－Ｂ－Ｃ－Ｄの各局を通じてつながっており，Ｂ，Ｃ局からそれぞれｃ，ｄが分岐されているとすれば，Ａ－Ｂ－Ｃ－Ｄの局間距離の合計料金と，ｃ，ｄそれぞれ１０００円が全体の料金である。ａ，ｂがＡ－Ｂ－Ｃ－Ｄの各局を通じてつながっていても分岐がない場合の回線料金はＡ－Ｄの直線距離で計算する。 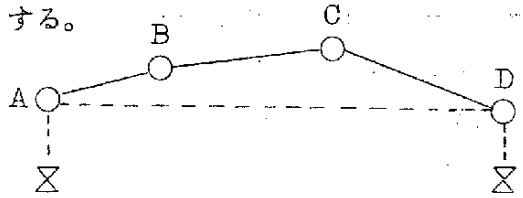
8. Ex 2−1　　Ex 2−2 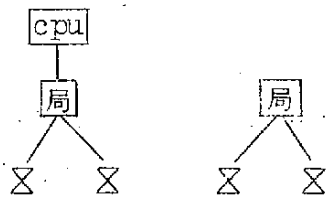 Ex 2−1 でメッセージ交換はあり得ない。なぜなら，もしメッセージ交換のみなら，Ex 2−2 でする。従って，Ex 2−1 のような例では　条件にすべての態様を認めてよいのではないか。	Ex 2−3 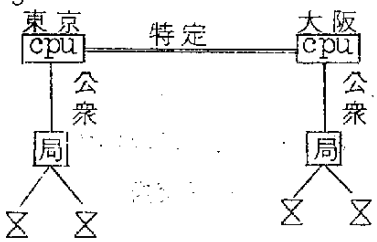 Ex 2−3 の場合は，メッセージ交換がなされる可能性はある。 回線交換 メッセージ交換 } の定義を明確にする必要がある。 回線交換は認められない。
9.　メッセージ交換といっても，実際にはHybrid 使用でメッセージ交換も問題ありといっても，要は程度問題ではないか。	○観念論によらず，すべて実例によって処理したい。

質　問　内　容	回　　答
業務上の関係の認定とメッセージ交換の認定は相互に関連するのか。	○両者は，各々独立に認定される。

Ⅲ　使用パターンに関する質問

質　問　内　容	回　　答
1.　削除	削除
2.　東京　特定　大阪 データバンク ― 集線装置 通信回線 公衆網　公衆網 上図のような場合はどうか？	3.と同じ。
3.　名古屋　大阪 ミニコン ― CPU 特定通信回線　特定通信回線 公衆網 東京 ミニコン 公衆網 テレックス 大阪にＣＰＵがあり，東京，名古屋とのミニコンとの間を専用線でつなぐ。ミニコンには公衆網でテレックスを端末として結ぶ場合，東京のテレックスから名古屋のテレックスへデータを送ることができるか。	○一般的には不可能である。ただしテレックス端末からミニコンを通ってCPUへ達し，また元の端末へ返ってくる“行ってこい”の通信なら使用の基準を改正すれば許される。その理由は次のとおりである。 東京　大阪 CPU ― CPU DT 公衆網 電話局 BT 現在上図のような公衆網ができている。この単価は全国平均コストで計算されているので当然専用線を利用した場合より高くなる。従って，安い専用線を利用して，公衆網を利用するものはな

質　問　内　容	回　　答
	くなるからである。これは世界中どこの国でも許していない。
4.　テレックス回線をコンピュータにつなげるには，現在使用中のテレックス回線はこのまま使えるか。改造の必要はないか。料金はいくらになるか。	○センター側とソフト面においてマッチしておれば，そのまま使え，改造の必要はない。また，料金はコンピュータが公社のものでない限りはテレックスを一日８時間使うとして２０％を越えるデータ量の送受があれば公衆通信回線よりも特定通信回線の方が安くなると思う。
5.　つぎのような形はどうか。 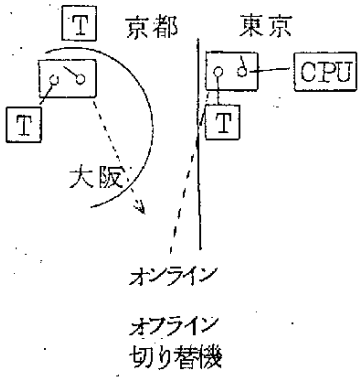 午前中は東京－大阪間でオンライン業務を行ない，午後は東京－京都間でオンラインによる処理を行なう。夜はＣＰＵを切り離して端末機同士でデータ伝送を行なうという場合はどうか。	○同一社内であれば問題はない。特定通信回線と専用回線の混同になるが，切り替装置の認定を受ければよい。

質　問　内　容	回　　答
6.　構内交換電話と特定通信回線（または公衆通信回線）の接続について。	○☒－ＰＡＸ－ＣＰＵ－特定通信回線と流れる場合は，同一の者ならよい。☒－ＰＡＸ－ＣＰＵ－局線と流れる場合は，その提供条件を検討中である。 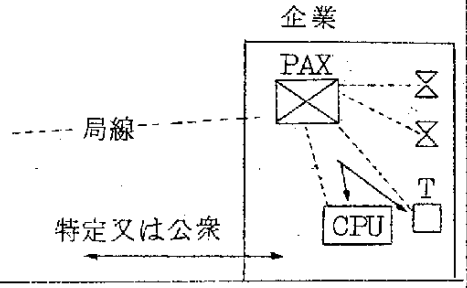
7.　現在東京から全国１６ケ所の工場を1,200ボーでファックス回線で結んでいるがこれを夜間，データ伝送専門で使いたい。コンピュータ室とファックス室の間を線で結ぶことができるか？	○回線の混合使用を電々公社に届けてくれれば結構である。
8.　公社直営の端末機で公衆通信回線を使って自社のコンピュータにアクセスできるか。	○制限しないつもりである。
9.　（Ｉ－５に関して）Ａ銀行とＢセンターが１台のコンピュータを共同で使用し，一方ではＡ銀行のオンライン業務を行ない一方ではＢセンターと顧客を結んだ「他人使用」を行なうことはできるか。	○Ａ，Ｂ間が明確に区分されており，データの交流がないなら可能である。

質　問　内　容	回　　答
10.（上記に関して）一台のコンピュータを昼はA社，夜はB社でそれぞれオンラインを行なうのも可能か。	○9に同じ
11. 町角にボックスがあって誰でもカードを入れるとお金が出てくるキャッシュディスペンサーのようなものは何になるか。	○他人使用になる。
12.（cf, Ⅻ－1）「ツーリスト」側から「鉄道」の座席予約状況を全部調べることは出来るか。	○「ツーリスト」としてはその必要はないのでやっていないが，プログラムさえ作れば可能である。
13.（cf, 同上）仮に，調べた結果を「ツーリスト」の各営業所に流したときはどうなるか。管理資料として必要はないのか。	○郵政省の個別認可になる。 ○端末は予約と照合しか出来ぬようになっている。管理資料は端末ではとらず，中央のセンターで作る。 ○時間を決めて予約状況をディスクに入れ，それを端末側から検索するようなプログラムを組むことは可能であろう。
14. 分岐は同一市内でなければならないか。	○そのような制限はない。
15.（cf, Ⅵ—13, 14）契約外の接続等があるか。	○ある場合がある。

質　問　内　容	回　　答
16. 電話加入区域及びその電話加入区域の境界から3キロメートル未満の地域内に終始する専用設備については，E，F，I，J，L規格の専用サービスはしないとあるが図で示して欲しい。	㊟　3Kmの範囲内の地域であっても，他の加入区域に属する部分は含まれない。 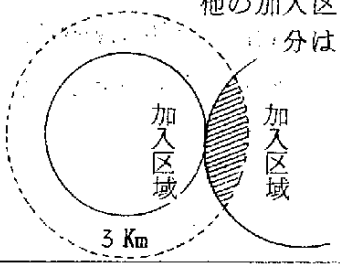
17. 外国にコンピュータを設置し，国内にはそれぞれ関連のないA，B，Cの3社があり，これを1本のケーブルで結んだ場合，特定専用回線として認めてもらえるか。 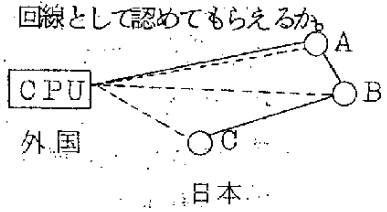 	○国内線では認めていない。アメリカでは基準が緩やかだが，現在はっきりしたことは言えない。
18. 将来，cash-dispenser の設置という問題も採り上げられるようになるのではないか。	○現在，郵政省では不特定多数のカストマー相手のシステムの制度化を考えている。端末機を街頭に設置し，とりあえずタクシーの予約システムを行なうよう検討中である。料金制度化の問題があるが，遠からず可能と考えている。
19. D1はD5より分岐可能性がちがうのか。	○D－5の最大分岐回線数5回線，D－1の4線部分での最大分岐回線数は5回線であるが，端末区間に2線式のものが含まれる場合はもう少し少なくなる。詳細は，技術参考資料等を参照されたい。

質　問　内　容	回　　答
20. ③は必ずある。現状では，1度①－②で切って，そのあとで③をBから出すよりしかたがない。	Ex 2-4 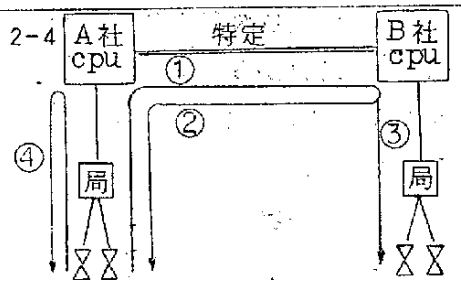 ③が問題である。
21. A－cpuはどんな機能をもつのか	○A－cpuには少くともBuffer 機能が必要 ○Aが小容量，Bが大容量のとき，通常は④ですむが，Aで処理し得ないとき①－②のルートが必要となる。 ○A，B間に業務上相当な関係があるかファイルを共用するか，などによって判断されよう。 ○既にcpuを通すこと自体，相当な関係あり，cpuを使うとき，不特定多数では絶対にアクセスしない。 ○電話の場合の「不特定多数」と，データ通信のときの「不特定多数」とは別である。
22. Ex 2-4において，A，Bが異銀行のとき①②のような口座問合は可能か	○ネット預金はいいが，本件質問は検討してみたい。

質　問　内　容	回　　答
23.　Ex 2-5 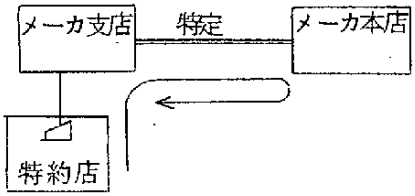 ミニコンで，伝票を出し，商品と共に特約店に配送する。	○検討したい。 ○①特約店側の端末機をメーカ所有とし，メーカの人をそこにおくか。 ○②ミニコンのところで，1度ＰＴかＭＤに落すか何れかの方法をとれば問題はない。
24.　株の売買処理について 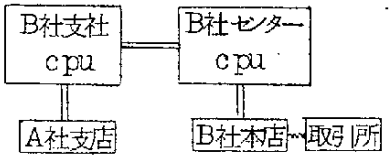 	○Ａ，Ｂが同一企業なら認めてもよいのではないか。 ○Ａ，Ｂが異企業ならば難しい。～～～部分がオフラインならばよいのではないか。
25.　特定の場合にも 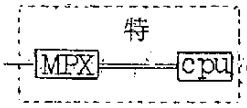 ～これをセンタとみなせばよいのではないか。 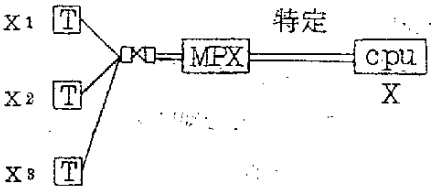 	○公衆回線の場合，他人使用に関する認可はゆるやかである。 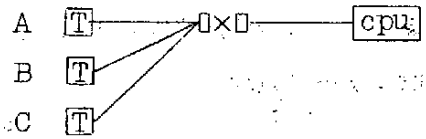 他人使用のとき，「行ったきり」でもよい。 特定回線のときは「行って来い」が原則。 ○同一企業ならば，「行ったきり」も可（もちろん，メッセージ通信を主とするとき不可） ○ｃｐｕがRing(環状)に連結されているとき，問題は難しい。

質　問　内　用	回　　答
26. 公社のデータ宅内装置を，公社のセンターにもつなぎ，かつ民間のセンターにもつなぐことは許されるか。 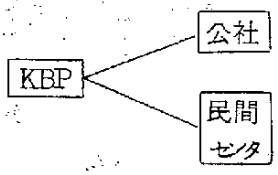 	◦いけないとはいえない。
27. 入間市ー小平市の本社・工場間に2,400 bps の特定回線を設置したい。 将来100％出資の子会社および49％出資の子会社と本社間にも上記と同様の回線を考えたい。	◦いずれも全く問題なく可能
28.三者間（メーカー，ディーラー，倉庫）データ処理 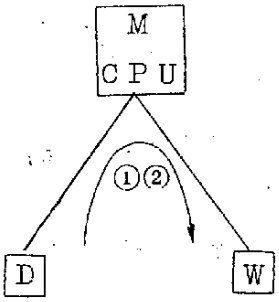 	◦企業間の関係の点からいえば，個別認可にはなるが，可と考えてよい。 ◦メーセージ，スイッチングという点からいえば (イ) CCITT の考えなどは Direct Exchangeは不可 処理後なら　　可 (ロ) 日本では Direct Exchangeでも，可のときもあり，不可のときもある。 処理後なら当然に可 いずれにせよ，個別認可ケースとし

質　問　内　容	回　　答
	てケースバイケースになる。
29. 銀行外の場所において，自動端末機によい，売買代金を自動決済するシステムは可能か	◦銀行外の場所の端末機（設置場所）が銀行支店とみなされることになり，銀行法上不可能。 ◦預金自動引落を組みこむとき不可能。即ち日本においては Cashless System はなかなか困難。
30. 相互銀行についても，全銀協式システムを考えているか	◦依頼があれば考える。
31. 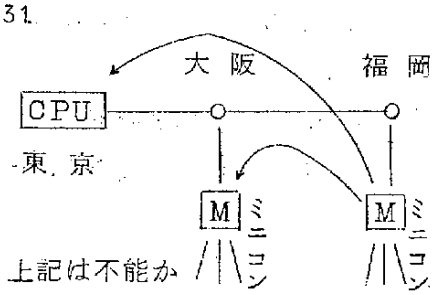	◦認可上問題なし。 ＣＰＵにライン・コントロール能力があるかどうかだけの問題
32. 分岐の能－不能についての具体的一覧表がないか	◦一般的には"技術基準参考書"によられたい具体的には，局内設備があれば可能なわけで管轄局に相談されたい
33. 分岐に関し，局内設備はあるが，分岐装置がないから分岐はできない。という答をうけた場合がある。	◦分岐装置の手持がないから，待ってほしいという意味であろう。

質　問　内　容	回　　答
34.	◦分岐の許容数： A 1，B 1　1回線分岐のみ 同一地域内のとき2回線 D 1　2線式　制限あり 4線式　Max. 5回線 C1, D5, D7　Max.　5回線まで 詳細は「特定通信回線利用のための技術参考資料」を参照されたい。
35. 分岐と接続では認可の基準が異なるか	◦両者につき同様
36. 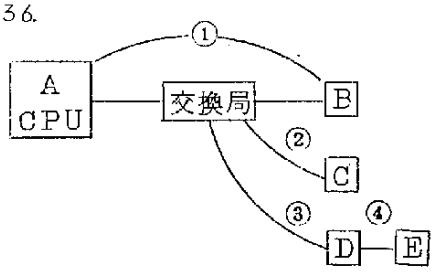 	◦④がAの回線ならば（D，EもAの場所と擬制して）　接続可 ◦④がEの回線ならば　個別認可 ◦要するに全部の回線がA名義なら，かんたんである。
37. 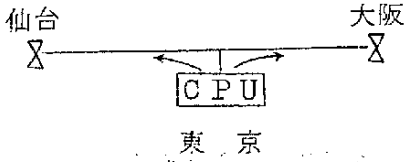 現在の分岐装置は双方向分岐であるから図のような分岐を考えれば，回線料金は安くなる。	◦その通り，しかし送受信ができるものを分岐とはみなさない。

質　問　内　容	回　　答
38. 分岐と接続の異同如何	◦分岐：電話局または柱上で回線をわけることをいう。D5なら1個所2分岐まで。 ◦接続：ユーザーが宅内で2つの回線をつなぐことをいう。 Ex 4－1 分岐 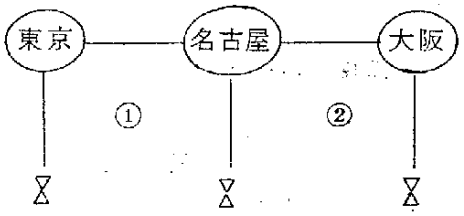 Ex 4－2 接続 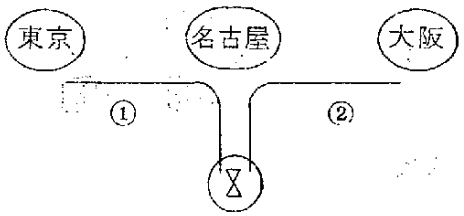 Ex 4－1において①と②は同時使用不能 Ex 4－2において①と②同時使用可能 回線料は，Ex 4－2においては遠距離逓減制の点で不利になるから，Ex 4－1 より高くなる。
39. Ex 4－3 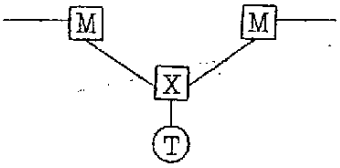 	◦回線はモデム・モデム間と考えるからEx 4－4は不可と考える。

質　問　内　容	回　　答
Ex　4－4 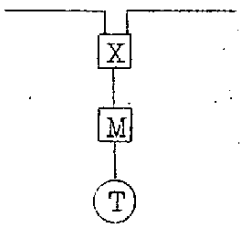 接続に関しEX4－4は可能か	◦回線はモデム・モデム間と考えるから Ex　4－4は不可と考える。
40.　　Ex　4－5 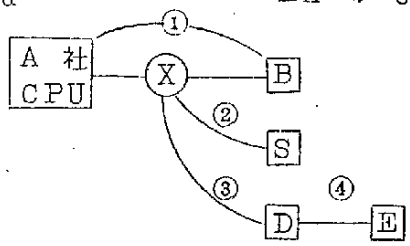 Aはセンターとする A，B，C，D，Eはすべて異社のとき，EX4－5のような，分岐と接続の混合は可能か	◦A，B，C，Dまでの問題ならば，データ経路はA↔B，A↔C，A↔D，のみでB↔C，B↔D等はないと前提し①，②，③はAの回線とすれば Ex4－5においてEがないとした場合，他人使用契約がダブってなされるものとして可能であろう。 ◦しかし，Eが入ってくると問題は異なる。①－③，④ともAの回線である場合はどうか①－③はAの，④はEの回線の場合はどうか検討したい。
41.　Ex　4－6 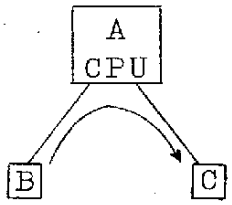 物流システムの基本パターン （オーダー・エントリー） A：　商　社	◦個別認可にはなるが可能と思う。 検討したい。

質　問　内　容	回　　答
B：　メーカー C C：　倉庫会社 特定回線の共同使用問題 データは，FORMATのわずかな変更程度でEX4－6のように流れるとする。 但し，オーダー・エントリーによるCPU使用は全使用時間の10～20%くらいとする。 Ex　4－6は可能か	
42. 東京23区外周から5Kmくらいの場所にセンターがあるとして，センターからの回線が都内を経由するときいまのような23区外周から5Kmくらいの場所でも1リンク余計にとられるか。	◦1リンク入る。（場所によっては2リンクとられる可能性もゼロではない）従って分岐可能数が減る。
43. D1はD5よりリンク数が多くなるのか	◦同じである。
44. 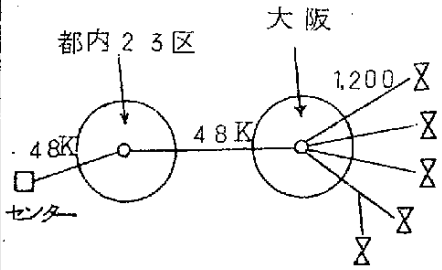 	◦センターから大阪までの48K部分は音声リンクとしては1リンクである。48K部分につき，周波数分割はできない。大阪から分れる部分が公衆回線のとき，すべて同一企業ならば問題はないが，異企業であると，他人使用・共同使用といった問題が起こる。

質　問　内　容	回　　答
45. 構内交換設備と局線の接続問題如何。	◦いま問題点を洗っている。

Ⅳ　料金に関する質問

質　問　内　容	回　　答
1.　（電話）料金が全国均一料金になる可能性はあるか	○将来の問題である。現在実施すると3分30円ぐらいになる。広域時分制は全国均一料金への第一ステップといえる。アメリカのWATS(WIDE AREA TELEPHONE SERVICE)のようなものも考えられるが一度にそこまで飛躍は難かしい。
2.　PD(PROTECTIVE DEVICE)の料金は?	○一時払制で5,500円／1個である。モデムが電々公社の直営のものであればPDは不要，自営モデムの場合にPDが必要になる。 ○外国でもそれぞれ考え方が異なる。アメリカの場合は保護装置は高いが，その代り端末機の接続は自由である。ヨーロッパでは保護装置は安いが端末の接続には技術的なチエックが行なわれ，また保護装置のないところは端末接続を厳格に規制している。
3.　データ通信と電話の混合使用料として10％の付加料金がついているのはいろいろな面で不合理だというユーザーの声が強いが，改めて聞きたい。	○10％付加料金は，本来公衆回線が不足しているときに効用の大きい専用線を使ってもらうので効用分の料金をもらうという考え方であった。この付加料金の取扱いは検討中

質　問　内　容	回　　答
4.　「特定通信回線の他人使用」の場合，料金の納入責任者は，契約者になるが，この回線料金をユーザーにどんな方法で配賦してもよいか。例えば安い料金にするとか，また高い料金を取ってもよいか。	○総経費を各ユーザーに均等に割り当てるかユーザーまでの距離に応じて回線料金を決めるかなど契約者が決定する問題である。
5.　東信協が電々直営でデータ通信サービスを行なう場合に距離制による回線料金が問題になったと聞いている。	○そのとおりだ。例えば科学技術計算をする場合どこでやっても内容は同じであるのにセンターまでの距離によって料金が違うのはおかしいから平均料金にすべきだという理論もある。
6.　着信者払いの制度は公衆通信回線（データ通信）についても考えているか。この場合，着信者払いの番号を決めておく方法をとるのか。そうなると非常に迷惑を受けることも考えられる。	○要望があるのでユーザーの意向を調整しているだけである。例えばデパート案内，旅館案内等が考えられている。これを行なうには課金装置を変えねばならないので，今直ぐには行なえない。番号を決めておかないと手動で行なうことになるが，これは困難な問題が多い。
7.　一般特定通信回線の場合には，市内，市外が区別されなくなるか。	○従来，専用線に市内，市外の区別があって，市内は1キロ当り４００円，市外は1キロ当り4,５００円だから，約１０倍以上の格差があった。だから，例えば東京を中心として周辺都市を含めたいろいろな販売在庫管理やバンキ

質問内容	回答
その場合も急激な変更を避けてステップを踏んで少しずつやって戴きたい。	ング等は専用料金が非常に高くつく訳だ。従って広域化した経済圏のデータ通信が非常にやりにくい状況にある訳だ。そこで市内と市外の料金差を全面的に撤廃して，ストレートのキロ料金制でゆこうと案を出したところだ。このやり方は現在アメリカとか英国でやっているが……。 ○現在，全国一斉変更の見通しで案を郵政省に出したところだ。一応今年10月を目途として郵政省案を詰めている状況だ。なるべく早い時期にやりたいと思っている。（46年10月1日実施）
8. （cf．上記）実際面ではどういったところに影響が大きいのか。	○官公庁は専用線利用が厖大だから予算措置に手間がかかるだろう。特に大蔵省等と警察関係は市内利用が多いから全体として割高になるだろうが，防衛庁，労働省等，及び全国組織の所は大幅な割安となろう。
9. 料金や手続き等を営業所に聞きに行っても，まだ通達がないから分らないと要領を得ないが，どこへ行けばはっきりするか。	○現在滲透を図っている最中なのでご迷惑をかけているが，後2～3週間もすればどこでも分るようになると思う。今でも本社或は通信局の特別営業課へ来て戴ければ十分ご相談する。

質問内容	回答
10. 料金改訂について，市内専用料金は非常に高くなった。	○市内だけに専用線を引いているもの，例えば東京都庁，消防，警察等は負担が大きくなると思う。同一加入区域で終始するものについては，7キロで頭打ちになっているので安くなる所もある。距離の計算にしても，今迄は次図のような場合，a＋b＋cで計算していたが，今度は局間だけ（b）の距離で計ることにした。 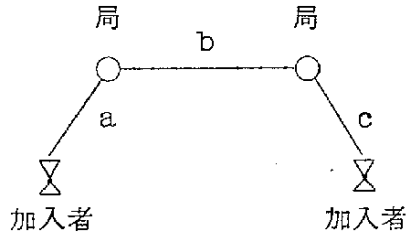
11. 最低料金の2,000円というのは2線式の場合か。	○そうだ。4線式の場合は一端末について1,000円プラスとなる。
12. 200ボー直流，1200ボー直流，2400ボー直流のサービス時期及び料金について聞きたい。	○目下検討中でサービス時期は答えられない。
13. 専用線料金の改訂（46年10月1日実施）によって，市内専用を重点に置いている所は非常に負担が大きくなる。	○改訂案を検討するときにいろいろ調査したが，市内専用だけを使っている所は，警察，消防と警備保障会社位しかなかったので踏み切った。遠距離の専用線を併用している所は，その方が値下げになるので喜んでいる。

質　問　内　容	回　　答
	◦市内専用だけについてみると，５０ポーは安いが，２００ポーは一定距離迄従来より２～３倍，１２００ポー，２４００ポーは５～６倍になっている。
14.（cf. Ⅱ－7）料金算定方式（分岐の場合）	◦料金の算定方式は，音声の場合，A図のようなときは2,０００円 （A） 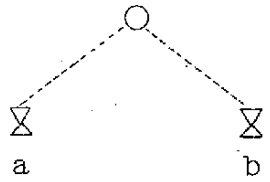 B図の場合は，a，c間は2,０００円，bが分岐で1,０００円となる。 （B） 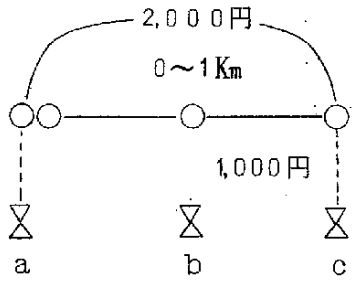 C図の場合，A－B間は2,０００円，b，cがそれぞれ1,０００円となる。

質　問　内　容	回　　答
	(C) 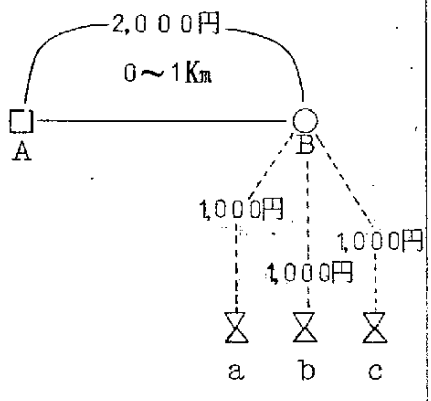
15. 市内に終始する混合使用料はどうなるのか。	◦適用しない。
16. 東京，名古屋間の専用線であるが，２００ボーでも２４００ボーでも料金の値下げ率は同じか。	◦この場合，基幹が2,４００ボーであるから，２００ボーについては関係ない。東京，大阪間で約２０％位値下げになっている。

V　契約に関する質問

質　問　内　容	回　　答
1.　「公衆通信使用契約」と従来の「加入電話契約」とはどう違うか。	◦公衆通信回線使用契約 (1)端末は全部自営で，コンピュータも接続可能 (2)データ通信を目的とするもの ◦加入電話加入契約 (1)端末には必ず直営の本電話機がつく (2)通話を主目的，付随的に付属設備によるデータ通信も可能
2.　オフ・ラインのデータ伝送，例えばキーボードからキーボードのデータ伝送は従来どおりの"専用回線契約"になるのか。	◦その通りである。
3.　「共同利用」と「他人使用」の言葉が法律の条文の上どうもハッキリしない。	◦Ｉ－３と同じ
4.　ＣＰＵの所有者がＡ社でも実際に使っているのがＢ社ならＢ社と電々公社の間で回線契約を行なってよいか。	◦それでよい。
5.　Ａ，Ｂ，Ｃ３社が共同使用契約をしていたときに，Ｄ社が新しく共同使用に加わると，これ迄の契約を破棄して新たにＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄ４社で契約をし直さ	◦Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄが当初から加わっておれば，或は個別認可になっていたかも知れぬ等の理由である。

質　問　内　容	回　　答
なければならないが，何故このような面倒なことをするのか。	
6.　例えば東京信用金庫協会のオンライン預金システムを民間でやったとしたら共同使用契約でよいのか。	◦共同使用契約でよい。同じプログラムで同じデータを処理し合う関係にあるからである。
7.　特定通信回線の契約申請手続きは従来と変っているか。	◦従来よりプラスされる要素があるが，機器審査が簡略化されるので時間的には短かい。 ㊟　形式審査は，メーカーからの申請に基づいて審査するもので，合格した機器は公示される。その型式のものの機器審査は省略される。
8.　特定通信回線使用契約の申込みについては手続が違うのか。利用規定第８条と第１２条の関係を聞きたい。	◦特定通信回線を利用する場合は，第８条に規定された手続（従来の専用線契約と同じ）をして，他人使用させる場合は第１２条の手続きを追加してもらうことになる。
9.　共同使用の基準に(1)と(2)があって，(1)は業務上の関係を規定し，(2)は"１の電子計算機本体と１の入出力装置との間に終始するデータ通信のために同一の特定通信回線を２人以上の者が使用するとき"となっていて，	◦「共同使用」の場合は，本体と端末機の占有者がそれぞれ違うときで，「他人使用」は両方の占有者が同一の場合である。契約の文体も，共同使用は２人以上，他人使用は１人である。

質　問　内　容	回　　答
「他人使用」と殆んど変りないように思うが，どう違うのか。	
10. オンライン開通試験について，正試験前になんらかの予備テストはうけられぬか。	◦モデムー回線とも別に臨時契約をして予備テストをすることは可能と思う。
11. 公社の「各種サービス」加入の企業（たとえば全銀協，東亜航空ｅｔｃ）に他社が接続を申しこむとき，相手は誰か。	◦第1に「各種サービス」加入企業であり。第2に当該加入企業と公社，接続申込者と公社である。

Ⅵ－使用機器に関する質問

質問内容	回答
1. 音響カプラーについて。	◦加入電話回線にそのまま連結してコンピュータにアクセスできる。音響カプラーならば使用できる。
2. オンラインでミニ・コンとミニコンの間にデータ伝送をする場合もあると思うがその場合はどうか。	◦特定通信回線使用契約になる。
3. データ通信用には，一般の通信に支障を生じないようにＰＤ（前出）やＮＣＵ（NETWORK CONTROL UNIT）の設備を要すると聞くが，それならば回線に接続する機器認定の必要はないように思うが認定の範囲はどこまでか。	◦書類審査だけで済むものと送出電流その他のデータを提出してもらうと場合とに分れる。例えば公衆通信網につなぐ場合，起動信号が出るか，パルス信号，パルス幅の規格は分っているか。着信不能の場合の措置等を調べることになる。
4. 従来，電々公社のモデムの規格は外国の統一規画に比べて厳格であったが今度はＪＩＳで世界の規格に統一されたのか。	◦ＭＯＤのＪＩＳとしては，２０KB/S以下のインタフェースがあるのみであり，公社のＭＯＤは，これに合っている。
5. 特定通信回線利用規程によると，サービスされる回線には，Ａ（５０ビット），Ｂ（１００ビット），Ｃ（２００ビット），Ｄ－１，Ｄ－５，Ｄ－７等規格	◦その通りである。

質問内容	回答
が定められているが，D－1の帯域使用を除き，モデムは電々公社の直営となっている。他の規格はモデムを自営出来ないのか。	
6. （上記に関し，以下同じく）そうすると，200ビット回線（C規格）には自営モデムを使えないことになるが，CCITTのモデムを使いたいと思っても使うことが出来ないのか。	◦D－1規格によれば可能である。
7. D－1規格で使える自営モデムはCCITTのM102規格と同じと考えてよいか。	◦CCITTの規格よりももっと幅が広い。
8. その規格は数字的に明示されるか。	◦技術基準を満足する範囲では
9. 電々公社の回線を借りない構内回線に電々公社のモデムを貸してもらえるか。	◦公社の回線がないのにモデムだけ提供することはできない。
10. 分岐装置は自営できるか。	◦分岐装置は電話局に置くことになっている。したがって，自営は不可能である。ただし，A－1，B－1の直流分岐装置は，利用者宅に自営で設置することになっている。

質　問　内　容	回　　答
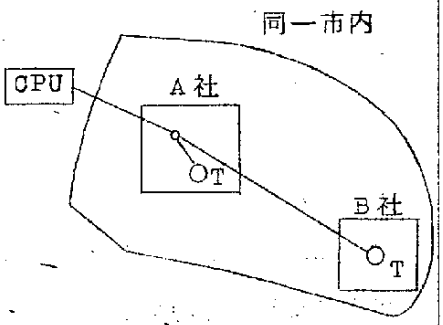	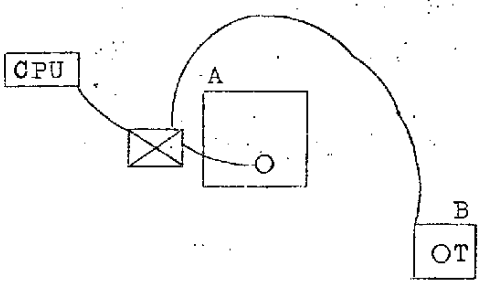
１１．一般計算センターが端末機を顧客側に設置して情報処理サービスする場合，モデムは自営出来るのか。公社のモデムを使うのか。	◦モデムを自営出来るのは今のところＤ－１規格（帯域使用）の場合に限っている。その他の規格を使用する場合は，すべて公社直営モデムを使ってもらう。但し，公社は回線の品質を保証する。自営モデムを使う場合はＰＤ（回線保護装置）を付けてもらうことになる。
１２．現在，専用線でオンライン処理している。その空き時間，例えば夜だけ音響カプラーを使って社内を移動し作らコンピュータにデータを送りたいが加能か。	◦カプラーは本来公衆回線網を利用するのが普通で，そのような使い方は考えていなかったし，メリットがあるかどうか疑問に思うが，自営の端末機の一つと考えれば可能と思う。
１３．	◦９月２５日付の官報で公示したが，端末機器の第１回型式認定合格品４４品目を発表した。
１４．（上記に関して）その中に㊥の記号が付いているものは何か。	◦記号の付いているものはすべて無審査で認定するもの，記号のないのは一部分，例えば接続の仕方についてだけチ

質　問　内　容	回　　答
	エックするものである。契約以外の接続をしていないかどうかをチエックする。
15. 電々公社へ行くと「このような仕事なら，このような端末機がよい」というように推薦してくれるか。	◦それは問題がある。これ迄は端末機を個別に審査して品質まで調べていたが，それでは「時間がかかる」「審査が厳しい」という苦情が多かったので，新しい技術基準ではインタフェース条件のみを規定し，品質はユーザーの自主性にゆだねることとした。ユーザー側から推薦して欲しいという声が大きければ考える必要もあろうが，推薦は外部の公益法人がテストして適当なものを選んだ方がよくはないか。
16. MODEM INTERFACE の開発を考えているが，技術基準などに規定があるか。	◦技術参考資料を参照されたい。
17. プッシュホンによる計算はなかなか馴れないが，今後の見通し如何。	◦プッシュホンの利用には限度があるし，数百万円のデータ端末機とプッシュホンの中間にプッシュホンに若干の機能を付加したターミナルの開発が望ましい。
18. 自営ＭＯＤＥＭの接続は 指定仕様　　によると 技術基準　　によるとで	◦接続に関し指定仕様を使うか，または技術基準に従ってcheckするも可。

質　問　内　容	回　　答
差があるか。	
19. ＮＣＵとＭＯＤＥＭともに自営のときＰＤの位置方向。 公社の回線 ＤＴＥ ― ＭＯＤ ― ∽ ― ＰＤ ― ＮＣＵ	◦図のとおり，将来メーカーにＰＤを組みこめるような設計を依頼するつもりでいる。 直営のときはＮＣＵにＰＤを組みこむ。
20. 音響カプラ使用に特別契約が必要か。	◦必要なし。
21. 自営のボタン電話は可能か。	◦未結論。
22. 主　　機　ＭＥＬＣＯＭ　7700 ミニコン　ＭＥＬＣＯＭ　70 による集中端末コントロールライン。インプット機はミニコン ＣＰＵ　厚木市近くの海老名在 ミニコン　小田原市在 ＣＲＴ　東京本社在 この場合，オンライン開通試験に用意すべきものは何か。	◦機器型式認定は事前が少くとも同時に必要。 ◦ＭＯＤＥＭとＭＯＤＥＭ間の伝送試験が目的で，ソフトウェアその他に立ち入ることはない。 ◦１個の端末が作動する程度のプログラムで，伝送が正規に行われればそれでよい。 ◦各機器使用者が異なる場合（共同または他人使用）を除き，電々公社がソフトウエアにタッチすることはない。

Ⅶ　回線の種類に関する質問

質　問　内　容	回　　答
1. 現在市内で1部75ビットを使っているが，それが50ビット或は200ビットにならざるを得ないか。	◦（46.10.1から100ビットサービスを実施している）
2. 高速ファクシミリは現在距離的に35キロ位しか使えないがもっと遠距離のものを出せないか。	◦　需要があれば考えたい。
3. 2400BPSのマルチドロップはいつからか。	◦これは既に認められている。
4. 2400BPSのハブ・ポーリングはどうか。	◦分岐の問題ではなく，制御手順の問題である。
5. 帯域内ならば4800ビット，9600ビットも使えるか。	◦使える。
6. 回線規格の種類を教えて欲しい。	◦次の通りである。 A－1　50bps　直流 B－1　100bps　直流 C－2　200bps　交流 D－1　帯域使用 D－2　音声 D－3　模写 D－5　1200bps　交流 D－7　2400　〃　〃

質　問　内　容	回　　答
	D－10　写真 D－11　音楽 E（5Kヘルツ）　AM放送 F（10K〃））　FM放送 I－1　48Kbps　帯域 I－2　〃　写真 模写 J－1　240　〃　帯域 J－2　〃　写真 模写 L（4メガヘルツ）　カラー
7.　48Kbpsの分割使用は出来ないか。 目途としていつ頃サービスされるか。	◦現在，48Kbpsのサービスを提供していない。48年第1四半期には認可になる予定。 ◦分割使用は可能となる予定である。
8.　D1，D5の品質上の差はなにか。	◦D5はMODEMも直営で1200ビットのデータ伝送を保証する。 D1は帯域使用であり，とくにデータ伝送のための品質を保証していない。しかし短距離とか，リンク数が少ない場合は，あまり差はないと考えられる。
9.　リモート・バッチ方式でデータを一応テープにとっておき，後で送り返すような場合は，2線式がよいか4線式がよいか。	◦スピードはどの位考えているか。 1200ビットでは2線式，4線式両方あるが，2400ビットは4線式だけになる。スピード，送り方その他システムを組んでみて最適の回線を選ぶ

質問内容	回答
	のがよいと思う。
10. A，B，C，Dの回線規格は，市内専用の場合，ビットを中心とするか，ヘルツを中心に規定するか。	◦ビット中心で考える。200ビットならC規格とする。
11. （Ⅳ－19に関連して）	◦現在広帯域のものを一般に使用出来るように検討中である。
12. テレックスで50ボー以上のもの，たとえば200ボーのものは考えられているか。	◦使用実態から見て，現在200ボーのテレックスは考えていない。
13. 現在200bps使用，将来1200bpsに切り換える際の変更所要日数如何。中断期間ありや。	◦通常2～3日もみておけばよい。 ◦200bpsと1200bpsとでは，回線自体も異なり，契約も異なる点に注意。
14. テレックス誤り制御導入の必要がないか。	◦回線をめぐる誤り率よりもオペレータミスのほうがはるかに多い。またテレックスで数字が誤る率は少ない。従って実用上，誤り制御を付加する必要はない。
15. 48Kなどの周波数分割の可能性如何。	◦48Kについて Ⅰ－1 Ⅰ－2 } 分割を認める予定 Ⅰ－3 ビット任証

質　問　内　容	回　　答
	分割には時分割，周波数分割いずれも可。 なお，Ｄ１についても分割を認める予定。 但し，時分割はコスト高となる。
16. 分割は同一企業使用のときに限るか。	◦異企業でも，共同使用が認められる関係の企業間では，分割を認めることになろう。
17. 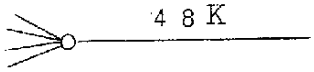 接続回線ごとのデータをストアして，のち４８Ｋにのせることは可能か。	◦１種の時分割と考えられる。可能
18. 4.8Ｋ，9.6Ｋなどについて～	◦4.8Ｋ 9.6Ｋは特殊伝送回線であるから周波数分割はできない。
19. 回線の分割使用について	◦Ｄ－１の時分割は行なわれているが，周波数分割は，公害システムなど，多数の情報がまとまって意味のあるような特殊なものに限定されている。 将来，Ｉ，Ｊが一般利用に開放される時，周波数分割もまったく自由になる予定である。
20. 公衆網利用と特定回線利用の得失如何	公　衆　　特　定 接続　若干時間かかる　常に直ちに接続

質　問　内　容	回　　答
	公　衆　　特　定 料金　一般に２～３時間／日以内なら公衆のほうが高い。　距離その他によるが，一般に２－３時間／日以上の使用のとき特定のほうが安くなる。 夜間低廉料金の利点あり。 速度　技術的限度１２００ｂｐｓまで　４８Ｋｂｐｓまで商用化研究進行中 安全なのは２００ｂｐｓまで 信頼性　とくに差はない
２１．公衆網を長時間利用のとき，強制切断はあるか。	◦考えていない。問題が起ればそのとき考える。 ◦端末側は問題ない。あるとすればセンター側である大容量の交換設備がある地区以外の大センターは困難
２２．回線の誤り率について	◦一般的に誤り率は特定通信回線でビット誤り率　10^{-5}以下と考えている。 公衆通思回線で１２００ビットの場合も８０％以上はこれを満足する。 具体的区間について示せといわれてもはっきりはわからない。 何故ならば 誤り率は　リンク数

質　問　内　容	回　　答
	端末機の特性 交換機の特性 これらの組み合わせでいろいろ異なってくる。伝送経路はその時の都合で変るから特定した数値を答えることができない

Ⅷ　認可に関する質問

質　問　内　容	回　　答
1.　データ通信（公衆通信使用の場合は特に）の認可には優先順位をつけると聞くがどうなっているのか（第4位と聞いているが）。	○優先順位をつけるつもりである。電話の架設には第一に国家機関や官公庁，第二に通話量の特に多いもの等という順位がある。データ通信も大都市は問題ないと思うが，電話回線が少なくて渋滞が多いところで申し込みがあれば優先順位を考えざるを得ない。理論上は，電話は公衆通信のものだから，電話がつかないのにデータ通信を許すのは問題だとする考えもあるが，内容によって決める（第4位と限っていることではない）
2.　47年9月1日以降共同使用の認可申請はどの位あったか。	○提出されたものが7件，この内4件は旧法で解決出来るもので，3件だけが共同使用の申請であった。他人使用の申請はまだない。景気沈滞の影響が大きく響いているようである。回線の信用申込も景気のよい時と無い時では2倍位違う。
3.　電々公社に申請を出し，それが郵政省に回されて，申請が認可にならない場合，郵政省から本人に直接通知があるのか。	○郵政省から通知はしない。同一企業間の申請については公社の窓口で応対出来るようになる。現在，9月末日迄の2人以上の共同使用，他人使用については公社で把握している。このユーザーの名称の発表は差障りがある。
4.　地方で申請が提出された場合，	○連絡はある。公社としては，単独認可に

質　問　内　容	回　　答
本社に連絡があるのか。	については通信局で処理するようにしている。
5.　共同使用，他人使用の申請のあった内容について聞かせて欲しい。	◦共同使用については電気機器メーカーの申請している系列企業との間の生産・販売・在庫管理を始め，座席予約，農協の預金業務，銀行関係等の７件である。他人使用については，サービスセンターから出ている顧客の販売在庫管理に関する1件と，メーカーが申請している研究所との間のソフトウェアに関する１件と併せて計２件である。 （以上cf. Ⅷ－２）

Ⅸ　工事担任者に関する質問

質　問　内　容	回　　答
1.　公衆通信回線使用契約に伴なう機器の設置には工事担任者が必要となっているが工事担当者はどんな形になるか。	◦現在，電話交換設備を自社で設けるときに資格を有する工事担任者が要るが，これと同じである。工事担任者のいる会社や工事請負業者でないと工事ができない。コンピュータメーカーに資格のある人が居ればよい。資格は現在の交換設備の知識の他に改正法のデータ通信の内容を知っておればよい。
2.　資格ある工事担任者は各現場に常駐の必要があるか。	◦常駐の必要はないが，責任のもてる範囲はおのずから定まってくると思う。 ◦設置・保守の一切をメーカー等に一任するときは，資格者を備える必要はない。

X　公社業務に関する質問

質　問　内　容	回　　答
1.　中小企業だが，勿来と小金井に事業所がある。現在，電々公社が行なっている販売在庫管理サービスの進行状態を聞きたい。	◦現在行なっているサービス区域は，東京，大阪，名古屋の三地区に本社またはそれに準ずる事業所のある会社なら支店がどこにあってもサービスを受けられるが，小金井や勿来は入っていない。サービスを受けられるのは４～５年後になろう。現在サービスを受けているのは１００以上（端末数）でセンターを増設する必要がある。
2.　「科学技術計算サービス」は平塚，牧方，小松（石川），川崎，小山（栃木）等の諸都市にも設置されるそうだが。	◦現在，具体的には４７，８年度に川崎設置が決まっているだけです。現在，第一グループとして，東京，大阪，名古屋，次に第二グループとして，札幌，広島，福岡，その辺を狙っています。ただ大都市周辺をなるべく早くやりたいと思っています。具体的な都市名，年度別ということで，ここでは挙げられないが，一般的には昭和５２年迄に全国主要の３０万以上の都市に設置すべく構想は持っている。現在，予算折衝もあり，検討を進めている。
3.　センターが自社で顧客のデータを処理し，電々公社のファイルを備えておいて，結果を送りこみ，公社から顧客にアウトプットを出してもらう（バッチで）という方式如何。	◦公社の営業ポクシーの問題で，いま何とも言えない。

XI　その他一般質問

質問内容	回答
1. 現在のテレックス・コードを8単位にするつもりはないか。	◦8単位にするつもりはない。6単位が国際規格となっている。テレックス網から販売在庫サービスにアクセスできるようにするつもりである。
2. D－1規格の中に「直流方式」というのがあるがこれは何か。	◦例えば交通管制の自動監視装置等に使われているものがある。50ビット以下のものでモデムも要らない。
3. 昭和38年コンピュータを導入以来，現在Tで月間200時間使用し，航空写真を解析し，地図を作製している企業であるが年間6,000万円の経費を削減すべくONLINEを考えている。公社の技術計算なり，サービスセンターの利用等による採算性の点につき教えて欲しい。 業務そのものが量的，質的に変化して来ているのが現状で，経費増の原因となっている。これに反して，収入面では増収になっていないので，何か合理的な方法がないものか聞いた次第だ。	◦ONLINEした場合，貴社の業務ではコンピュータからの結果を一度磁気ディスクに落して，更にこれから，回線スピードに合わせてOUT PUTすることになる。最終的には経費の削減にはならない。 ◦コストの面で考えると，現在のシステムを継続するのがよいように思う。 ◦月間の待時間のロスと，ONLINEに要する費用との関連を第一に考えるべきだ。 ◦計算センターと結んだ場合でも，端末側は送受信が可能なものが必要であるが，いずれにしても両者のインターフェースが問題になる。 ◦公社のセールスマンを差し向けるから，見積書によって現在の年間経費と比較すればよいだろう。

質　問　内　容	回　　答
4.　「1の端末と1の電子計算機に終始する」の意味如何。	○コンピュータ側は同一構内であれば複数のCPU可，端末側は同一構内でも別々に考える。
5.　オンラインのセンターを，場所的に移動するときの，中断期間如何。	○回線関係よりも，機器――特に磁気ドラムを移転するとき，そのドラムの調整に要する時日のほうがクリティカルとなる。 近畿日本ツーリストにおけるセンター移転の場合は，旧契約を1カ月間ずらせた。もしダブらせぬときは，主として自己の機器調整の都合で1週間は中断するだろう。 ○端末のほうを移転するだけなら，2～3日の中断ですむ。

1. 近畿日本ツーリストと近畿日本鉄道とがお互いのコンピュータを結んでのデータ通信を申請したので，その内容を参考までに紹介する。「ツーリスト」と「鉄道」とは，同じ場所に同じ型のコンピュータ（Ｕ－４１８）を並べて「ツーリスト」は旅館の予約を，「鉄道」は座席予約を行なっていた。これを結んで「ツーリスト」の全国の端末（７５ケ所）から「鉄道」の座席予約が出来るように申請したものである。双方のコンピュータは，１６００ボー回線を２回線で結んだが，いろいろ難しい面があった。技術的には，①インター・コンピュータ・ターミナルを使うか，②通信制御装置を通じて結ぶかを検討したが，将来，例えば航空会社のコンピュータと結ぶ等，他機種とのインタフェースを考えて後者の方法を採った。又，「ツーリスト」側は，主としてテレックス・コードに依っており，「鉄道」側は，ＩＳＯコードを使っていたので，その調整に苦心した。法律的な面では，「鉄道」側の端末は殆ど駅に置いてある。その場合は「鉄道」の私設回線に結ばれていて，これは有線電気通信法の規制を受けている。公衆電気通信法は，今回改正されて回線利用が大幅に自由化されたが，有線電気通信法は殆ど改正されていないので，その接点の所でいろいろな問題があったが，共同利用として認められた。

（ｃｆ．Ⅱ－７，１２，１３）

昭和48年3月　発行

発　行　財団法人日本経営情報開発協会
東京都千代田区霞が関3－2－5
（霞が関ビル30階）
電　話　（581）6401